



インターネット上の 著作権侵害問題及びその取組について

平成22年2月24日

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）
会長 桑子 博行



目次

1. 日本におけるファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害の現状
2. 官民連携による取り組みの方向性について
3. ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害対策協議会について
4. Winny を悪用した著作権侵害対策スキームの概要
5. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応
に関するガイドライン
6. 本スキームに参加する
ファイル共有ソフト悪用著作権侵害確認団体について

1. 日本におけるファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害の現状

(警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成)

ブロードバンド化が急速に進んだことに伴い、インターネットを通じて音楽や映像等の大容量データを多数のユーザ間で共有するWinny等ファイル共有ソフト^(注)も急速に普及

- Winny等ファイル共有ソフト利用者(推計)約176万人 (※)
(内訳) ① Winny 約58万人 ② WinMX 約43万人 ③ Limewire 約35万人 ④ Share 約21万人
⑤ Cabos 約18万人 など

※ H18.7 コンピュータソフトウェア著作権協会等がインターネット上で行ったアンケート調査結果からの推計。
(有効回答18,596人、一人で2種類まで利用するソフトを回答)

他方、Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害が横行しているという実態があり、相当規模の被害が生じているとの推計

Winny等ファイル共有ソフトを用いてファイルを公開している者のIPアドレスを特定するツール等の研究開発も進められていることから、このような新たな技術の活用をも視野に入れつつ検討

著作権侵害以外の問題点

情報流出問題

機密情報、業務情報、個人情報、捜査情報等の流出事故が発生し、社会的な問題

通信帯域の占有

Winny等ファイル共有ソフトを利用するヘビーユーザーが帯域を多く占有し、一部において、インターネットの使い勝手に影響を与えているという実態

^(注) Winnyを始めとするファイル共有ソフトは、基本的にデータの送信と受信の両機能を備え、ネットワーク上で相互にパケットリレー式にデータをやり取りするP2P方式をとっている。例えば、Winnyを用いてファイル等をダウンロードした場合、同ファイル等は自動的に送信可能な状態になる仕様であるため、ダウンロードしただけで著作権侵害になる場合がある。

(参考) 警察庁 総合セキュリティ対策会議 (平成19年度) の概要

(警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成)

1 経緯

情報通信ネットワークの安全性・信頼性を確保するためには、産業界等との連携が不可欠であることから、平成13年度に「総合セキュリティ対策会議」を設置し、有識者等により、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について検討。

(これまでの取り組み例)

16年度「インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方」

17年度「インターネット上の違法・有害情報への対応における官民連携の在り方」

18年度「インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方」

2 平成19年度の検討テーマ

「Winny等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害問題等について」

3 会議の委員 (一部抜粋)

前田 雅英 首都大学東京 都市教養学部長 (委員長)

稲垣 隆一 弁護士

久保田 裕 (社) コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 専務理事・事務局長

桑子 博行 (社) テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長

後藤 健郎 不正商品対策協議会 (ACA) 事務局長 ((社) 日本映像ソフト協会 (JVA) 理事・事務局長)

菅原 瑞夫 (社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) 常任理事

安田 浩 東京電機大学 教授 ほか

2. 官民連携による取り組みの方向性について

Winny等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について

(警察庁 平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書より作成)

1. 著作権侵害事犯への対処

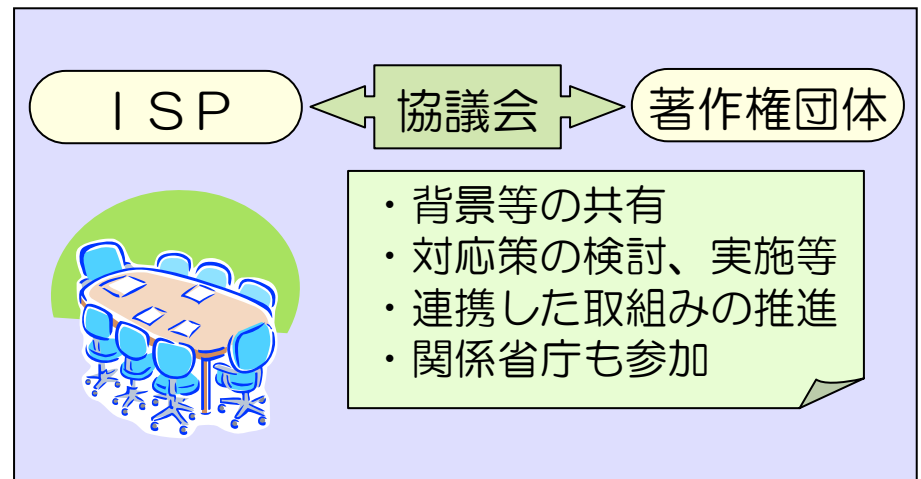
著作権侵害事犯への対処方法

- 確認（警告）メールによる注意喚起活動
- アカウントの停止等
- 損害賠償請求等
- 捜査、検挙

必要となる措置

- 手続き等に関する合意
- 侵害（悪質な違反）実態・情報の集約、整理

2. 協議会の設置



3. 国民への広報啓発

3. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 ①

2008年5月12日に協議会を設立

HOME 協議会について 協議会の活動について ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害について ニュースリリース リンク

■ファイル共有ソフトと著作権

ファイル共有ソフトとは、インターネットに接続された不特定多数のパソコン間でファイルのやりとりをするためのソフトウェアです。映画ファイルや音楽ファイル、ソフトウェアなどが著作権者に許可を得ず共有(交換)されていることが大きな問題となっています。

■ニュースリリース

▼一覧

2009/11/16

[ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン\(案\) パブリックコメントの募集について](#)

2009/08/17

[メールによる注意喚起活動について](#)

■コンテンツ

協議会について



ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の設立の経緯や目的、協議会組織／構成員のご紹介をしております。

協議会の活動



メールによる注意喚起活動などについてご紹介しております。

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害について



Winnyを利用してファイル共有を行うことは、著作権侵害につながる場合があります。

・著作権について

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会(以下、CCIF)のウェブサイトに掲載されている、CCIFが著作権を持つ文章、写真、図版などについて、複製物を頒布したり、公衆送信する場合には、CCIFの許可が必要です。

・リンクについて

CCIFのウェブサイトへのリンクは、原則として自由です。
ただし、トップページ(<http://www.ccif-j.jp>)以外のURLは、予告なしに変更または削除されることがあります。あらかじめご了承ください。

・お問い合わせ先

E-mail: info@ccif-j.jp



3. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 ②

協議会の目的

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害が大きな社会問題化していることを踏まえ、関係者が採り得る被害防止のための対策、必要な手続きを定める

協議会の活動について

総合セキュリティ対策会議の提言では、著作権侵害事案に対して、

- (1) ISPからの確認（警告）メールによる注意喚起
- (2) ISPによるアカウントの停止
- (3) 著作権者等から発信者への損害賠償請求
- (4) 警察による捜査および検挙

の4つの方法の組み合わせにより対応していくことが望ましいとされている。

本協議会では、これらの事項のうち(1)～(3)の実施に当たっての具体的問題および課題などについて情報を共有し、検討を進める

3. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 ③

(2010年1月29日現在)

ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 <構成員>

会長 桑子 博行
(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
会長代理 久保田 裕
(社)コンピューターソフトウェア著作権協会 専務理事・事務局長

(社)電気通信事業者協会
(社)日本インターネットプロバイダー協会
(社)日本音楽著作権協会
(社)日本ケーブルテレビ連盟
(社)日本映像ソフト協会
日本国際映画著作権協会
不正商品対策協議会

オブザーバー

警察庁
総務省
文化庁

技術部会

主査 北川 高嗣
筑波大学大学院システム情報研究科教授
他

WG

(ガイドライン等の検討など)

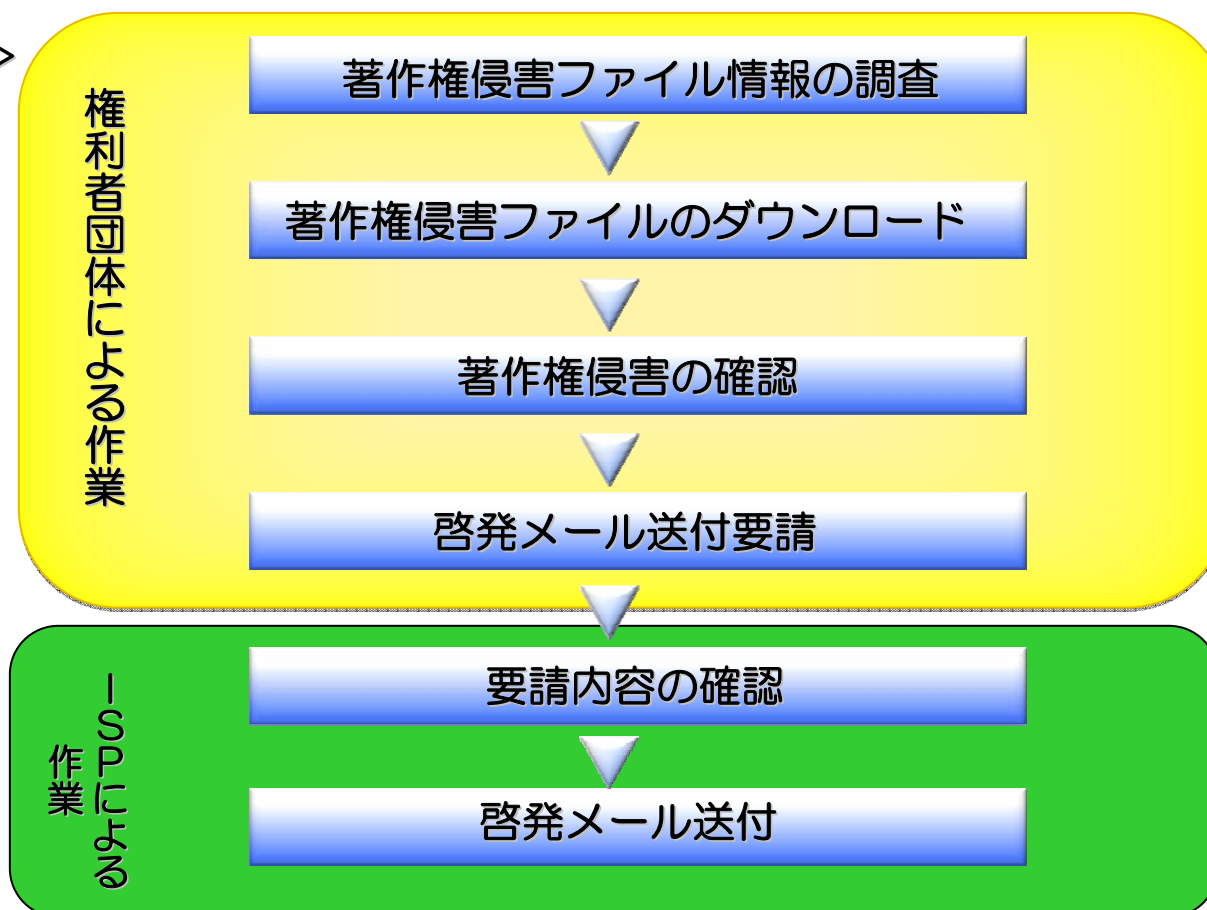
4. Winnyを悪用した著作権侵害対策スキームの概要

メールによる注意喚起活動

著作権等権利者団体とISP事業者団体等が連携し、啓発メールを送付する活動を実施。

Winnyネットワークに権利者団体（もしくはその会員権利者）が著作権等侵害であると確認したコンテンツを共有（公開）しているWinnyユーザーに対し、権利者団体からISPへ啓発メールの送付を要請。

< 活動スキーム >



5. ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関する ガイドライン

第一章 ガイドラインの目的および範囲

ガイドラインの目的、判断基準位置付け、プロバイダ責任制限法
ガイドラインとの関係、見直し

第二章 権利者団体における対応手順

侵害ファイルの入手、著作権侵害の確認、ISPへの啓発文書送付の要請、
その他対応における考慮事項

第三章 ISP における対応手順

権利者団体からの提示情報の確認、提示情報から発信者の特定について、
ユーザーへの通知メールの作成・送信、ユーザーからの問合せ等への対応など
通信の秘密との関係

第四章 権利者団体のガイドライン遵守の確認について

遵守事項、参加手続、認定取消手続、本スキームの運用に問題が発生した場合
の取扱い、本スキームにより入手した情報の取り扱い

< 様式 >

- 認定手続き様式
- 啓発文書送付依頼様式（例）
- 著作権侵害に関する啓発文書様式（例）
- ISPユーザーへの通知メールのサンプル

6. 本スキームに参加する

ファイル共有ソフト悪用著作権侵害確認団体

本スキームへの参加するファイル共有ソフト悪用著作権侵害確認団体

(2010年1月29日現在)

権利者団体名	権利保有状況	保有する権利の種類
日本国際映画著作権協会	団体加盟の会員が保有	映像
(社) 日本音楽著作権協会	団体が保有	音楽
(社) コンピュータソフトウェア著作権協会	団体加盟の会員が保有	音楽、映像、プログラム、その他
(社) 日本映像ソフト協会	団体加盟の会員が保有	映像

○ 本スキームにもとづく運用は、3月1日より開始の予定

ご清聴、ありがとうございました。



ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会

桑子 博行